

原子力規制委員会独立行政法人評価委員会令案要綱

第一 独立行政法人評価委員会の委員等（第一条から第三条まで関係）

一 原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人以内で組織すること。

二 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとする。

三 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、専門委員を置くことができることとする。

四 その他委員、臨時委員及び専門委員に関し必要な事項を定めること。

第二 委員長（第四条関係）

委員会に委員長を置き、委員の互選により選任することとする。

第三 部会（第五条関係）

委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとする。

#### 第四 議事（第六条関係）

委員会の議事について定めること。

#### 第五 資料の提出等の要求（第七条関係）

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとする。

#### 第六 庶務（第八条関係）

委員会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理することとする。

#### 第七 委員会の運営（第九条関係）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとする。

#### 第八 施行期日（附則関係）

この政令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行すること。